

## モロッコ工業所有権庁(OMPIC)と日本国特許庁(JPO)との間の特許審査ハイウェイ 試行プログラムに関するモロッコ工業所有権庁への申請手続(仮訳)

出願人は、日本出願に基づく日本・モロッコ王国間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たすモロッコ工業所有権庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、モロッコ工業所有権庁に PPH-JPO 申請様式(別紙 2 参照、モロッコ工業所有権庁の以下ウェブサイトで購入できます)を提出してください。

<http://www.ompic.org.ma/fr/content/patent-prosecution-highway>

PPH 試行プログラムは、2024 年 4 月 1 日に開始し、双方の合意により終了する予定です。PPHの申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了することがあります。特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了する場合は、その旨が公表されます。

## 日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

### 1. 申請要件

(a) PPH を申請するモロッコ出願及び PPH 申請の基礎となる日本出願において、優先日あるいは出願日のうち最先の日付が同一である。

例えば、当該出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)が、

(i) 日本出願に基づいてパリ条約に基づく優先権を正当に主張している出願である

(別紙1の図 A、B、C、H、I 及び J 参照)、又は、

(ii) 日本出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)に対するパリ条約に基づく正当な優先権主張の基礎となっている出願である(別紙1の図 D 及び E 参照)、又は、

(iii) 日本出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙1の図 F、G、L、M 及び N 参照)、又は、

(iv) 優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願であって、当該モロッコ出願及び対応する日本出願が同一の PCT 出願の国内移行出願であること(別紙1の図 K 参照)。

当該出願が複数の日本出願又は優先権を伴わないPCT出願を優先権の基礎とするもの、又は、当該出願が分割出願であっても、出願日が原出願に遡及し原出願が上記の(i)~(iv)に該当するものであれば認められます。PPH 試行プログラムは、日本国特許庁の実用新案に基づく出願には適用されません。

(b) 少なくとも一つの対応する日本出願があり、その出願がすでに日本国特許庁により特許性／特許可能性有りと判断された一又は複数の請求項を有すること。

対応する出願には、優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となる日本出願から派生した出願(例えば日本出願の分割出願又は日本出願に基づいて国内優先権を主張している出願(別紙1の図 C を参照))、PCT出願の日本国内移行出願(別紙1の図 J、K、L、M 及びL参照)があります。

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて日本国特許庁の審査官が明確に当該請求項を特許可能性／特許性有りであると特定した時に「特許可能性／特許性有りと判断された」こととなります。オフィスアクションは、下記を含みます。

(a) 特許査定

(b) 拒絶理由通知書

(c) 拒絶査定

(d) 審決

例えば、下記の文例が拒絶理由通知書に記載されている場合、これらの請求項は特許可能性／特許性有りと明示されたとします。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項( )に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。

**(c) PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。**

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が日本出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が日本出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。

例えば、日本出願の請求項において、明細書等(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

日本国特許庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、日本国特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、モロッコ工業所有権庁出願の請求項において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムの申請が承認された場合、オフィスアクション後に補正又は追加された請求項は、日本出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

**(d) 当該出願に関しモロッコ工業所有権庁において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。(別紙1の図 0 参照)**

## **2. 提出書類**

次の(a)~(d)の書類を PPH 申請に添付して提出する必要があります。

**(a) 対応する日本出願に対して日本国特許庁から出された(日本国特許庁における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文**

翻訳文の言語としてアラビア語、フランス語又は英語のいずれかが利用できます。日本国特許庁のオフィスアクションとその翻訳文が日本国特許庁のドシエアクセスシステムにより提供されている場合には、モロッコ工業所有権庁の審査官が日本国特許庁のオフィスアクションとその機械翻訳文を入手できますので、出願人はオフィスアクションの写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。モロッコ工業所有権庁の審査官が日本国特許庁のドシエアクセスシステムによりオフィスアクションとその翻訳文を得ることができない場合には、出願人には必要書類を提供するよう要請通知がなされます。

**(b) 対応する日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文**

翻訳文の言語としてアラビア語、フランス語又は英語のいずれかが利用できます。日本国特許庁において特許可能性／特許性有りと示されたすべての請求項とその翻訳文が日本国特許庁のドシエアクセスシステムにより提供されている場合には、モロッコ工業所有権庁の審査官がそれらを手に入れますので、出願人は請求項の写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。

(a) 及び(b)に関して、モロッコ工業所有権庁の審査官が日本国特許庁のドシエアクセスシステムにより、日本出願で特許可能性／特許性有りと示されたオフィスアクション又は請求項を得ることができな

い場合、若しくは、不十分な翻訳によりオフィスアクション又は請求項を理解できない場合には、モロッコ工業所有権庁の審査官は、オフィスアクション又は請求項の写しとその翻訳の再提出を要請することができます。

#### (c) 日本国特許庁の審査官が引用した引用文献の写し

引用文献が特許文献であれば、通常、モロッコ工業所有権庁が有しているため提出を省略できます。ただし、モロッコ工業所有権庁が有していない特許文献は、審査官の求めに応じて提出する必要があります。また、非特許文献は提出を省略できず、必要な場合は、アラビア語、フランス語又は英語の翻訳文とともに提出しなければなりません。

引用文献の翻訳文は提出不要です。

#### (d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する日本出願の特許性／特許可能性有りと判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください。

なお、上記(a)～(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続においてモロッコ工業所有権庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

### 3. モロッコ工業所有権庁でのPPH試行プログラムに基づく早期審査の手続

PPH試行プログラムを申請する場合には、出願人は、モロッコ工業所有権庁に「日本・モロッコ王国間のPPH試行プログラムに基づく早期審査を申請するPPH-JPO申請様式」(PPH-JPO申請様式、別紙2参照、モロッコ工業所有権庁の以下ウェブサイトで入手できます)及び関連する裏付け書類すべてを提出してください。<http://www.ompic.ma/fr/content/patent-prosecution-highway>

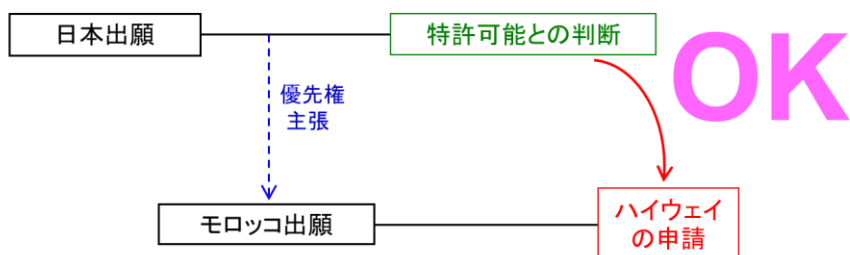
早期審査の申請は、対応する特許出願を担当する特許審査官により検討されます。

上記1. で言及される要件すべてを満たしており、上記2. で言及される関連書類が提出されれば、審査官は出願の早期審査を進めます。

審査官が当該要件のいずれかが満たされていないと考え、出願人が期限内にその要件に従わない場合、審査官は出願人に、PPHによる早期審査を受けることができない旨を通知し、その理由を説明します。また、出願人は、モロッコ工業所有権庁が特許出願の審査を開始していない限り、何時でも、PPHに基づく早期審査を新たに再申請できます。

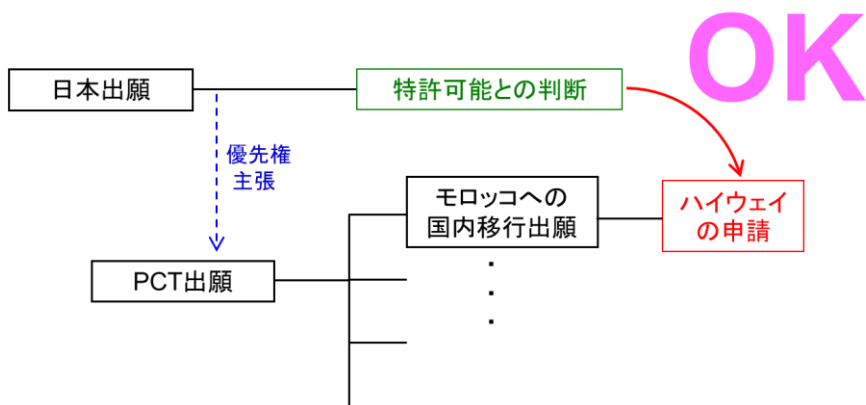
A

要件 (a) (i)を満たす事例  
- パリルート -



B

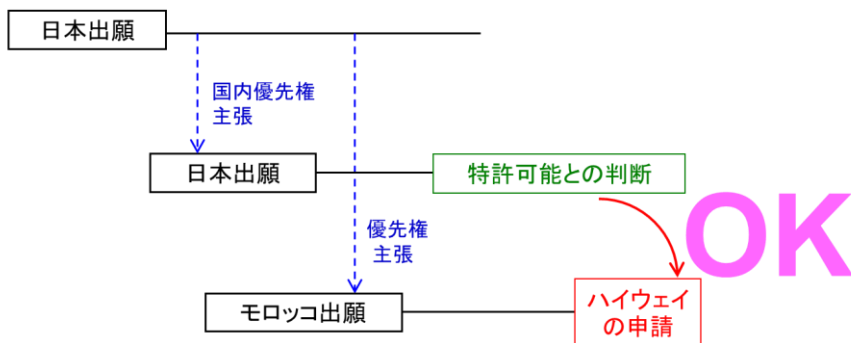
要件 (a) (i)を満たす事例  
- PCTルート -



C

### 要件 (a) (i)を満たす事例

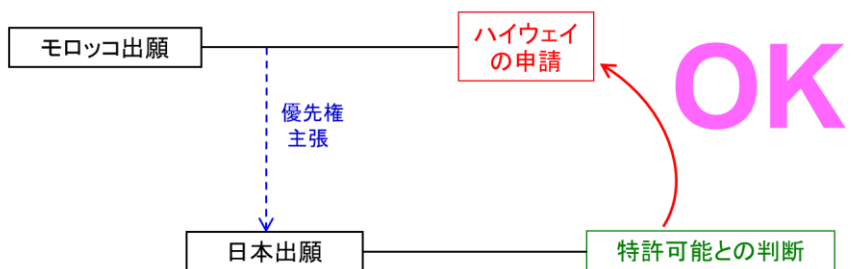
- パリルート、国内優先権主張 -



D

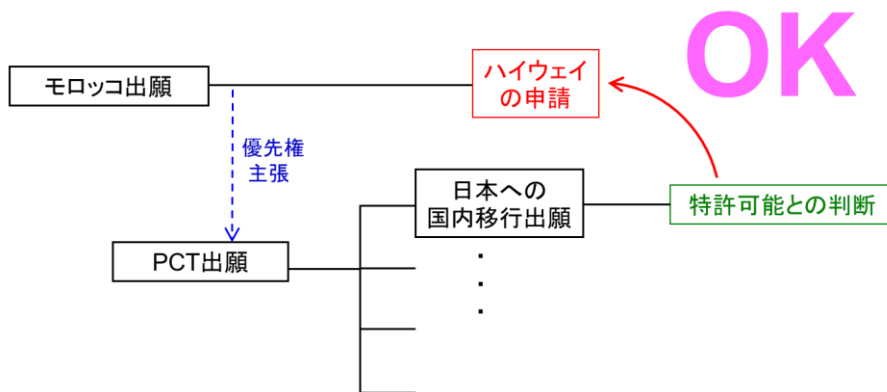
### 要件 (a) (ii)を満たす事例

- パリルート -



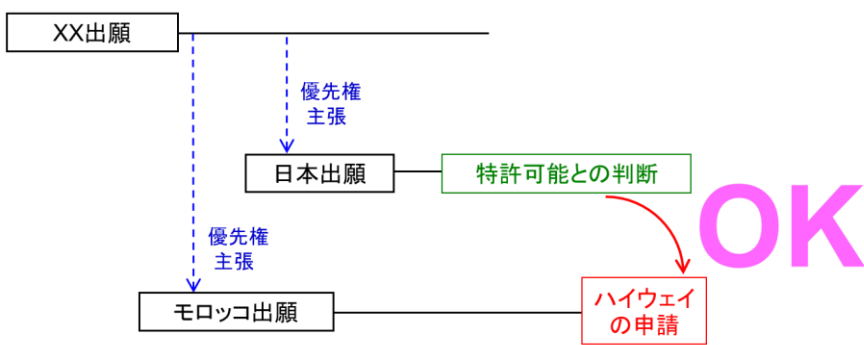
E

要件 (a) (ii)を満たす事例  
- PCTルート -



F

要件 (a) (iii)を満たす事例  
- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

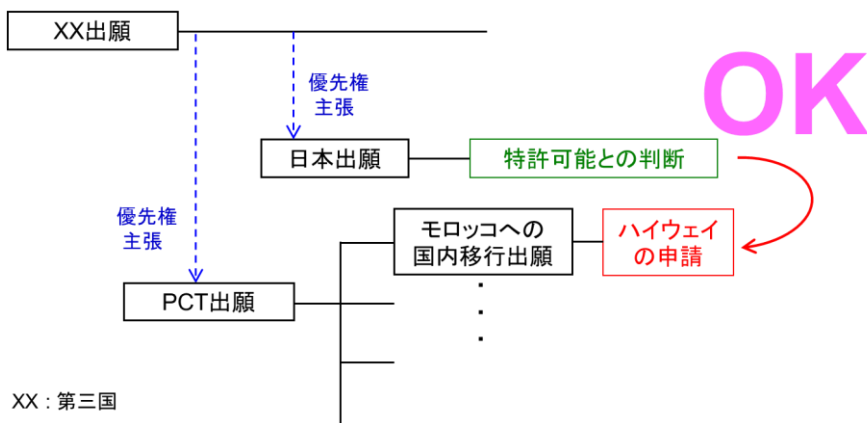


XX: 第三国

G

### 要件 (a) (iii)を満たす事例

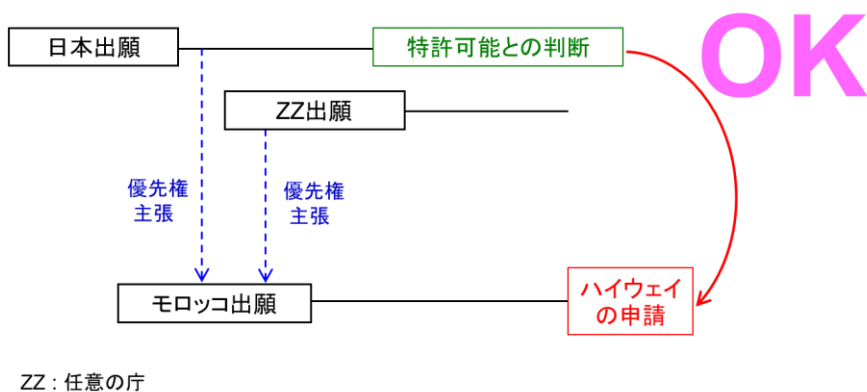
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張



H

### 要件 (a) (i)を満たす事例

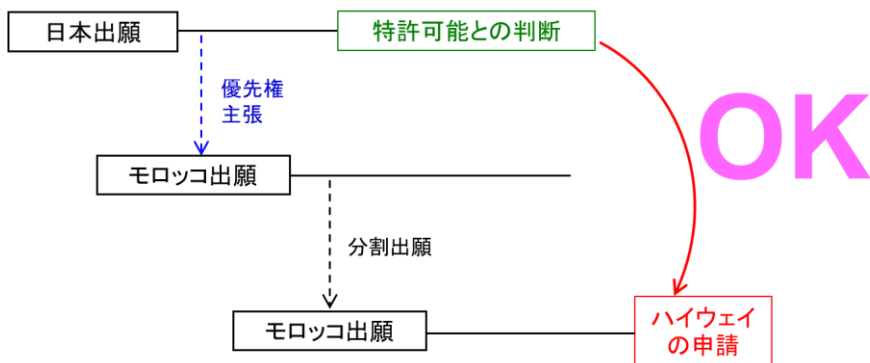
- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -





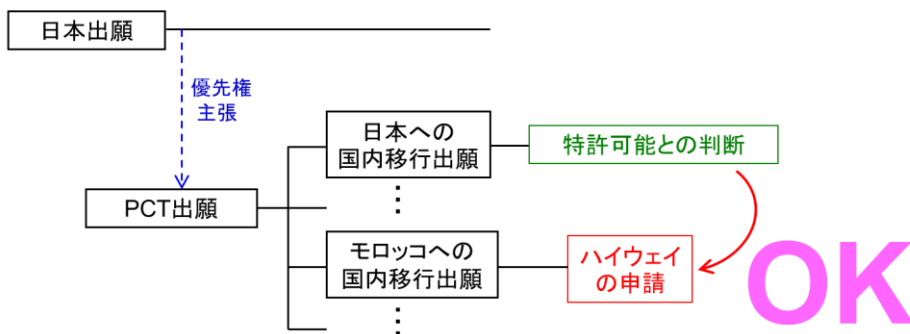
I

要件 (a) (i)を満たす事例  
- パリルート:分割出願 -



J

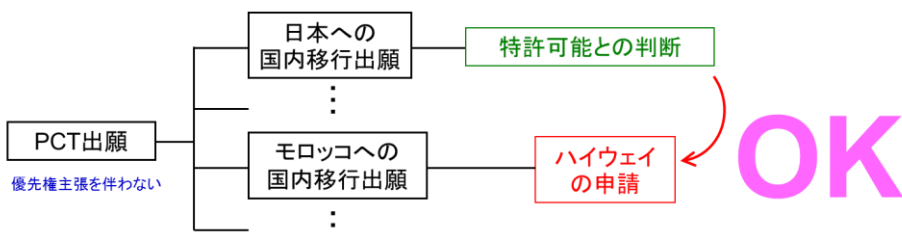
要件 (a) (i)を満たす事例  
- PCTルート -



K

### 要件 (a) (iv) を満たす事例

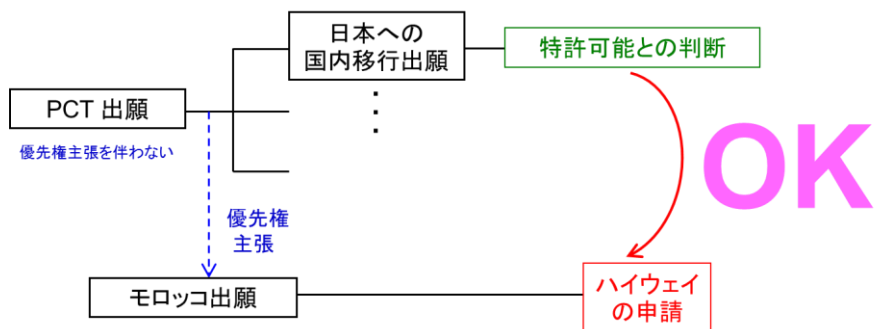
- 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



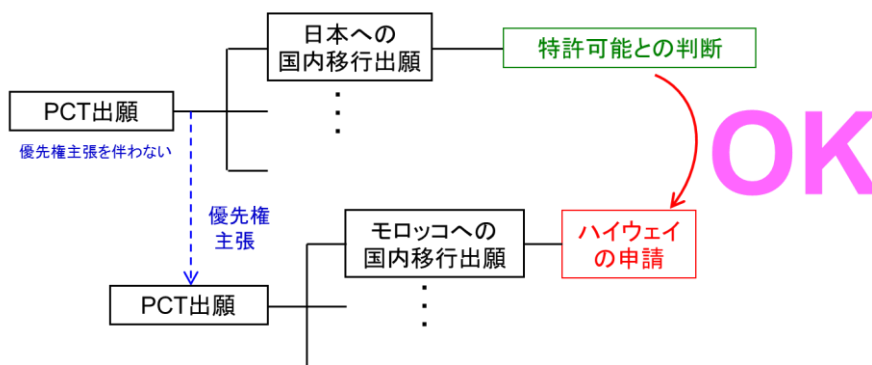
L

### 要件 (a) (iii) を満たす事例

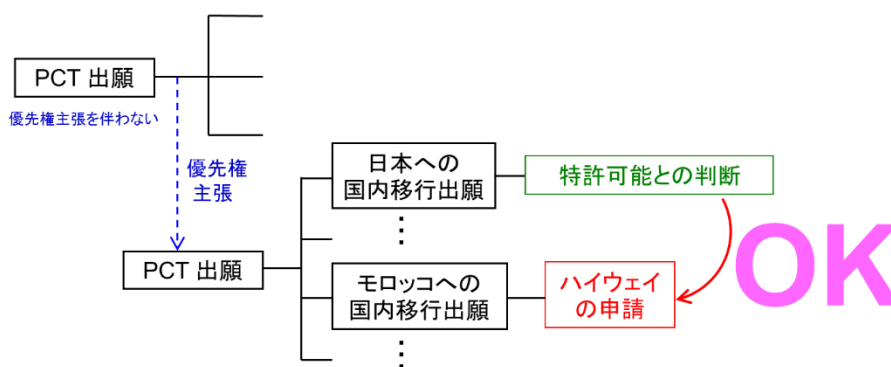
- パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

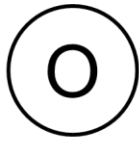


**M** 要件 (a) (iii)を満たす事例  
 - PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



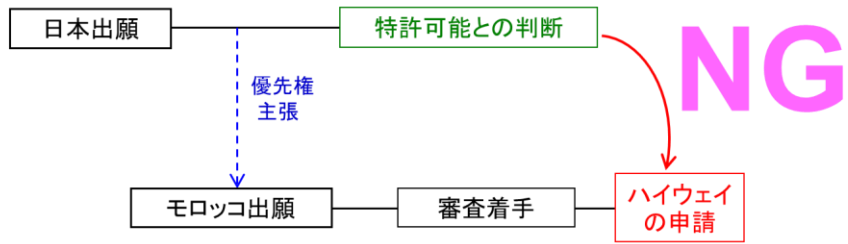
**N** 要件 (a) (iii)を満たす事例  
 - PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -





## 要件(d)を満たさない事例

- ハイウェイの申請前に日本国特許庁が審査着手 -



PPH 申請様式

ROYAUME DU MAROC  
OFFICE MAROCAIN DE LA PROPRIÉTÉ  
INDUSTRIELLE ET COMMERCIALE



المملكة المغربية  
المكتب المغربي  
للملكية الصناعية و التجارية

BREVET D'INVENTION  
FORMULAIRE DE DEMANDE D'EXAMEN ACCELERE  
DANS LE CADRE DU PROGRAMME PILOTE PPH  
ENTRE L'OMPIC ET LE JPO

Version  
Octobre 2020

PPH-JPO

Cet imprimé est à dactylographier lisiblement sans rayures ni surcharges

<b>1 REFERENCES DE LA DEMANDE DE BREVET DEPOSEE AUPRES DE L'OMPIC</b>			
Numéro de dépôt:			
Date de dépôt:			
<b>2 DEPOSANT (En cas de plusieurs déposants n'en mentionner qu'un seul) :</b>			
Dénomination sociale ou Nom & Prénom:			
<b>3 MANDATAIRE (le cas échéant)</b>			
<input type="checkbox"/> <b>Conseiller en PI :</b>		Adresse <sup>(1)</sup> :	
Nom & Prénom ou Dénomination sociale:			
Code :			
Représenté par:	CNI :		
<input type="checkbox"/> <b>Autre :</b>		Ville : Pays de résidence :	
Dénomination sociale ou Nom & Prénom :			
ICE:	RC :		Téléphone :
Tribunal :			Télécopie :
ou CNI :		Email :	
Représenté par:	CNI :		
<sup>(1)</sup> L'adresse doit être libellée de la façon habituellement requise pour une distribution postale rapide et une bonne gestion des éventuelles notifications			
<b>4 REFERENCES DE LA DEMANDE DEPOSEE AUPRES DE JPO</b>			
Numéro de dépôt:	Date de dépôt :	Date de priorité :	
<input type="checkbox"/> La demande déposée à l'OMPIC et la ou les demandes correspondantes soumises au JPO, ont la même date de priorité ou de dépôt			
<b>5 PIECES JOINTES</b>			
<input type="checkbox"/> Copie de toutes les actions du JPO (qui sont pertinentes quant à la brevetabilité) <input type="checkbox"/> Traductions de toutes les actions du JPO <input type="checkbox"/> Copie des documents pertinents visés par l'examineur de JPO. <input type="checkbox"/> Copie des revendications jugées brevetables / acceptables par le JPO <input type="checkbox"/> Traductions des revendications jugées brevetables / acceptables <input type="checkbox"/> Pouvoir du mandataire, le cas échéant			
En cas de disponibilité de l'un des documents susmentionnés dans une base de données accessible par l'OMPIC, veuillez mentionner le document en question et le lien correspondant :			
Type de document	Lien vers une base de données accessible par l'OMPIC		
Nombre de pages composant la présente demande d'examen accéléré (Formulaires et pièces jointes) :			

<b>REFERENCES DE LA DEMANDE DE BREVET DEPOSEE AUPRES DE L'OMPIC</b>		
Numéro de dépôt:		
Date de dépôt:		
<b>6. CORRESPONDANCE DES REVENDICATIONS</b>		
<input type="checkbox"/> Toutes les revendications correspondent suffisamment aux revendications brevetables/acceptables de la demande de brevet soumise à JPO		
<input type="checkbox"/> TABLE DE CORRESPONDANCE DES REVENDICATIONS :		
Revendications de la demande de brevet déposée auprès de l'OMPIC	Revendications correspondantes soumises au JPO	commentaires expliquant la correspondance
<input type="checkbox"/> En cas de plusieurs revendications, utilisez l'imprimé suite « BS » et cochez cette case		
<b>SIGNATURE DU DEMANDEUR, OU DE SON MANDATAIRE</b> Le signataire certifie l'exactitude des informations figurant dans la présente demande		
<b>DEMANDEUR</b> Nom : Signature et qualité: Date :	<b>MANDATAIRE</b> Nom : Signature et qualité: Date :	

## PPH 申請様式 (仮訳)

モロッコ王国

モロッコ産業商業財産権庁

OMPIC

発明特許

2020年10月作成

OMPIC-JPO PPH試行プログラムにおける早期審査申請書

PPH-JPO

本書式は修正・加筆することなく、判読可能にタイプ記入すること

<b>1. OMPICへの特許出願に関する情報</b>	
出願番号：	
出願日：	
<b>2. 出願人（複数人の場合は1名）：</b>	
会社名又は氏名：	
<b>3. 代理人（該当する場合）</b>	
<input type="checkbox"/> 弁理士：	住所 <sup>(1)</sup> ：
氏名又は会社名：	都市名： 居住国：
コード：	
代表者： 身分証明番号：	電話番号：
<input type="checkbox"/> その他：	Fax番号：
会社名又は氏名：	E-mail：
コード：	<sup>(1)</sup> 住所は速達の配達及び通知の良好な管理に通常必要な内容を記載しなければならない。
会社識別番号： 商業登録番号： 管轄裁判所：	
又は身分証明番号：	
代表者： 身分証明番号：	
<b>4. JPOへの出願に関する情報</b>	
出願番号：	出願日： 優先日：
<input type="checkbox"/> OMPIC出願とJPO対応出願は同一の優先日又は出願日を有する。	
<b>5. 添付書類</b>	
<input type="checkbox"/> JPOのすべてのオフィスアクションの写し（特許性に関するもの）	
<input type="checkbox"/> JPOのすべてのオフィスアクションの翻訳文	
<input type="checkbox"/> JPO審査官が示した関連文献	
<input type="checkbox"/> JPOにより特許可能と判断された請求項	
<input type="checkbox"/> 特許可能と判断された請求項の翻訳文	
<input type="checkbox"/> 委任状（該当する場合）	
上記のうちいずれかがOMPICがアクセス可能なデータベースで入手可能な場合には、文書名とリンクを記載のこと	
文書の種類	OMPICがアクセス可能なデータベースへのリンク
本早期審査申請書に含まれる枚数（申請書及び添付書類）：	

モロッコ王国

モロッコ産業商業財産権庁

OMPIC

2020年10月作成

PPH-JPO

<b>OMPIC への特許出願に関する情報</b>		
出願番号：		
出願日：		
<b>1. 請求項の対応：</b>		
<input type="checkbox"/> すべての請求項が JPO 出願の特許可能と判断された請求項に十分に対応している。 <input type="checkbox"/> 請求項対応表		
OMPIC 出願の請求項	JPO 出願の対応請求項	対応関係の説明
<input type="checkbox"/> 請求項数が多い場合には続紙「BS」を使用し当該ボックスをチェックすること。		
<b>申請者又はその代理人の署名：</b>		
署名により、本申請書への記入事項の正確性が証明される		
<b>申請者</b>	<b>代理人</b>	
氏名：	氏名：	
署名及び肩書：	署名及び肩書：	
日付：	日付：	